

合法木材供給事業者研修の概要・実施手続き

1 平成 21 年度合法木材供給事業者研修実施概要

- (1) 平成 21 年度合法性等の証明された木材の普及推進事業の一環として、「合法木材等供給体制に関する研修の実施要領(案)」に基づき合法木材供給事業者研修(認定事業者研修)を実施する。
- (2) この研修の対象者は、認定事業者の分別管理・文書管理責任者及び主催者の認める者となっており、今年度は 20 年度未実施者及び新規認定事業者を中心とし、更新時期であることを念頭に 3 年間で全認定事業者が受講できるよう計画的に実行する。

別紙 1 合法木材等供給体制に関する研修の実施要領(案)

- (3) 経費については「合法木材供給事業者研修及び普及活動の経費の支出に関する手続きについて(案)」による

別紙 2 合法木材供給事業者研修及び普及活動の経費の支出に関する手続きについて(案)のうち「合法木材供給事業者研修経費の支出に関する手続き」の抜粋

2 平成 20 年度合法木材供給事業者研修の実施報告

別紙 3 平成 20 年度合法木材供給事業者研修の実施状況

合法木材等供給体制に関する研修の実施要領(案)

1 趣 旨

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下ガイドラインという。)による「森林・林業・木材業界関係団体(以下「認定団体」という。)の認定を得て事業者(以下「認定事業者」という。)が行う証明方法」(以下「業界認定団体」という。)等に基づく合法木材等の供給について、調達側からの要請に応じてその信頼性を確保するため、合法性等の証明された木材の普及推進事業の一環として社団法人全国木材組合連合会(以下「全木連」という。)は、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施することとする。この実施要領は同研修を円滑に実施するため、違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の審議を経て定めるものである。

2 研修の種類

研修の種類は、合法木材供給事業者認定団体研修(以下「認定団体研修」という。)、合法木材供給事業者研修(以下「認定事業者研修」という。)とする。

3 合法木材供給事業者認定団体研修(認定団体研修)

(1) 主催

全木連が違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の監修の下に実施する。

(2) 対象者

認定団体における認定事業者の審査及び運営の責任者、および趣旨に照らして主催者が認める者

(3) 実施時期および場所

年1回開催することとし、日時及び場所を全木連が管理する合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の普及促進に関するホームページ(以下「合法木材ナビ」という。)上に公表する。

(4) 研修内容

違法伐採問題と業界団体認定事業の重要性を認識し、認定団体による合法木材供給事業者の認定及び運営を的確に行い、認定事業者研修の講師を務めるために必要な知識を付与するものとし、違法伐採問題取組の意義、合法木材供給の取組の現状と課題、業界団体認定事業の運営上の課題、認定事業者研修の実施方法などを含むものとする。

- (5) 経費の負担
当面の間、認定団体1名に限り(全木連旅費規程に基づき)旅費を主催者が負担する。
- (6) 受講結果の公表
責任者が研修を受講した団体の受講者を「合法木材ナビ」上に公表する。
- (7) 受講証明書
全課程の受講者に「合法木材供給事業者認定団体研修受講証明書」を発給する。

4 合法木材供給事業者研修(認定事業者研修)

- (1) 主催
各認定団体(地方の場合都道府県ごとに団体が共催して実施することが望ましい)および、全木連の共催
- (2) 対象者
認定事業者の分別管理者・文書管理責任者及び主催者の認める者とする。
分別管理者及び文書管理責任者は3年間に1回受講するものとする。
- (3) 時期及び場所
毎年、認定団体研修終了後順次実施することとし、全ての事業者責任者が出席しやすい場所を設定する。
- (4) 研修内容
違法伐採問題と認定事業者の役割の重要性を認識し、認定事業者における分別管理・文書管理を的確に行うために必要な知識を付与するものとし、違法伐採問題取組の意義、合法木材供給事業の概要と取組状況、ガイドラインの概要と分別管理・文書管理責任者の役割、合法木材等証明の留意点と製品の普及などを含むものとする。
- (5) 経費の負担
当面の間、開催にかかる経費のうち一部は全木連が負担する。全木連の負担経費の範囲及び申請方法については別途定める。
- (6) 受講結果の公表
責任者が研修を受講した認定事業者の受講者を「合法木材ナビ」上に公表する。
- (7) 受講証明書
全課程の受講者に「合法木材供給事業者研修受講証明書」を発給する。

合法木材供給事業者研修経費の支出に関する手続き（案）

「合法木材供給事業者研修及び合法木材普及促進活動の経費の支出に関する手続き（案）の抜粋

1 合法木材供給事業者研修に要する経費

この手続きにおける「合法木材供給事業者研修に要する経費」は、合法木材供給体制に関する研修の実施要領に基づく合法木材供給事業者研修（以下「認定事業者研修」という。）の実施に必要な経費をいう。

2 経費負担の範囲

研修実施団体が実施する認定事業者研修に係る経費について、一部を全木連が負担する。全木連が負担する経費は次のとおりとする。

賃金：研修のために雇用した者の賃金

ただし、認定団体職員に対する賃金は支給しない。

講師謝金：講師に対する謝金

ただし、認定団体職員が講師となる場合は謝金を支給しない。

旅費：講師等の旅費・交通費

ただし、研修受講者には旅費・交通費を支給しない。

需用費

・消耗品費：文具費等

・会議費：お茶代等

ただし、弁当代は支給しない。

・印刷製本費：コピー代等

役務費

・通信運搬費：郵便料等、電話代は支給しない。

・原稿料

使用料・賃借料

・会場借料：会場使用料、施設利用料

・車両借上げ

平成20年度合法木材供給事業者研修の実施報告

認定団体名	事業者数	研修回数	受講者数	備考
北海道木材産業協同組合連合会	448	5	220	
青森県木材協同組合	69			
岩手県木材産業協同組合	43			
宮城県木材協同組合	44	1	45	
秋田県木材産業協同組合連合会	70			
山形県木材産業協同組合	66	2	33	
福島県木材協同組合連合会	96	6	116	
茨城県木材協同組合連合会	54	1	28	
栃木県木材業協同組合連合会	99	1	63	
(社)群馬県木材組合連合会	252	1	33	
(社)埼玉県木材協会	172	1	34	
一般社団法人千葉県木材振興協会	54	2	69	
神奈川県木材業協同組合連合会	81	1	42	
一般社団法人山梨県木材協会	60			
(社)東京都木材団体連合会	106	1	48	
新潟県木材組合連合会	46			
富山県木材組合連合会	72	1	30	
一般社団法人石川県木材産業振興協会	90	1	42	
福井県木材組合連合会	46	1	40	
長野県木材協同組合連合会	101	1	57	
岐阜県木材協同組合連合会	59			
静岡県木材協同組合連合会	158	3	170	
(社)愛知県木材組合連合会	64			
三重県木材組合連合会	205	4	24	
滋賀県木材協会	14			
(社)京都府木材組合連合会	32	1	50	
(社)大阪府木材連合会	24			
兵庫県木材業協同組合連合会	25			
奈良県木材協同組合連合会	99			
和歌山県木材協同組合連合会	19	1	19	
鳥取県木材協同組合連合会	10			
(社)島根県木材協会	30			
(社)岡山県木材組合連合会	378			
(社)広島県木材組合連合会	30			
(社)山口県木材協会	56	4	42	
徳島県木材協同組合連合会	156	1	71	
(社)香川県木材協会	95			
(社)愛媛県木材協会	32			
(社)高知県木材協会	11	1	48	
(社)福岡県木材組合連合会	233			
佐賀県木材協会	58			
(社)長崎県木材組合連合会	55			
(社)熊本県木材協会連合会	59	1	40	
大分県木材協同組合連合会	57	1	13	
宮崎県木材協同組合連合会	57			
(社)鹿児島県林材協会連合会	70	1	58	
(社)沖縄県木材協会	30			
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会	160	5	78	
全日本木材市場連盟	248	2	80	
日本合板工業組合連合会	41	4	37	
日本木材輸入協会	41	31	145	
日本集成材工業協同組合	73	8	77	
合 計	4748	94	1852	

合法木材普及促進活動の概要・実施手続き

1 合法木材普及促進活動の趣旨

- (1) 平成21年度合法性等の証明された木材の普及推進事業の一環として、合法木材利用の推進拡大をすすめ、合法木材供給システムの活性化を図るため、木材製品等の利用に関係する国の出先機関、地方行政機関、業界団体、及び事業者、消費者団体、消費者等に対し幅広い普及啓発活動を実施する。
- (2) そのため、都道府県における、国の出先機関、地方自治体窓口、建築関係団体、家具製造業界、住宅建築関係団体、建築士事務所、木材を扱うホームセンター等との連携を密にして、セミナー、説明会を開催するとともにこれらの団体等が実施するイベントへ積極的に参加して木材業界団体及び一般消費者等に合法木材のPRを実施して知名度のアップを図ることに努めながら、合法木材の需要量増加を図るものとする。

別紙1 合法木材供給事業者研修及び普及促進活動の経費の支出に関する手続きについて(案)のうち「合法木材普及促進活動経費の支出に関する手続き」の抜粋

2 普及促進活動実施の意義

- (1) 木材を利用する多くの団体等と連携を深める中で、情報を共有し大口需要者に対して合法木材に対する認識を深めてもらうとともに、実需に結びつける効果がある。
- (2) 一般消費者が原材料を購入するホームセンター等において、合法木材のPRイベント等を行うことにより知名度を高めることが期待できる。

合法木材普及促進活動に要する経費の支出に関する手続き（案）

「合法木材供給事業者研修及び合法木材普及促進活動の経費の支出に関する手続き（案）の抜粋

1 合法木材普及促進活動に要する経費

この手続きにおける「合法木材普及活動に要する経費」は、合法木材普及活動として、建築関係者向けセミナーの開催、地方自治体窓口担当者向け説明会等の開催、家具製造業界、住宅建設業界、建築士関係等への説明会及びイベント等への参加、ホームセンター等のイベントへの参加、地方自治体等が実施するイベントへの参加等について必要な経費をいう。

2 経費負担の範囲

認定団体が実施する合法木材普及活動にかかる経費について、一部を全木連が負担する。

賃金：合法木材普及活動のために雇用した者の賃金

ただし、認定団体職員に対する賃金は支給しない

謝金：セミナー、説明会講師等に対する謝金

ただし、認定団体職員が講師となる場合は謝金は支給しない。

旅費：合法木材普及活動のための旅費・交通費

ただし、研修受講者には旅費・交通費を支給しない。

需用費

・消耗品費：事務用品等

・会議費：お茶代等

ただし、弁当代は支給しない。

・印刷製本費：セミナー、説明会の資料作成、コピー代等

役務費

・通信運搬費：郵便料等、ただし、電話代は支給しない

・原稿料

使用料、賃借料

・会場借料：会場使用料、施設利用料

・車両借上げ



違法伐採を減らし持続可能な森林経営を支援し、安全・安心な合法木材流通を作るサイト

合法木材ナビ (社)全国木材組合連合会
(違法伐採対策・合法木材普及推進委員会)

JAPANESE VER.

WORLD VER.

当サイトについて サイトマップ お問い合わせ

- 製品カテゴリ
- ◇紙類
 - ◇文具
 - ◇オフィス家具等
 - ◇OA機器
 - ◇インテリア・寝装寝具
 - ◇木材・同製品
 - ◇建築材料

TOP > 合法木材製品事例紹介 > 検索結果

合法木材製品事例紹介



[企業\(事業体\)一覧](#)
[情報掲載のご案内](#)
[掲載要領等規程類](#)

製品検索 ▼最終加工地 ▼カテゴリ

キーワード [検索](#)

■ 検索結果

13件の製品が見つかりました

1 【画像なし表示】



能登ヒバ筋交い
株式会社山儀製材所



能登ヒバ土台角
株式会社山儀製材所



「KHトラス」畜舎等の木造大型施設
丸善木材株式会社



北海道ログハウス
丸善木材株式会社

合法木材供給事業者モニタリングの実施概要 合法木材供給事業者認定団体研修資料

平成21年度合法性等の証明された木材・木材製品供給体制整備事業実施方針、(B)合法木材信頼性向上事業(2)合法木材供給システムモニタリング実施、の中核的な事業として、平成21年度合法木材供給事業者モニタリング事業を、別紙の合法木材供給事業者モニタリングの実施について(案)に基づき実施を検討中。

同案は20年の合法木材供給システム検証調査の実施結果を踏まえ作成したもの。

昨年の実施要領からの主な変更点

- 1 基本的に全ての認定団体に実施を要請
- 2 モニタリングの対象は選定手続きを明確化(供給実績のある事業者を対象として、ランダムに選定)
- 3 調査内容に 調達先、販売先の認定状況、 合法証明の適格性などを追加

合法木材供給事業者モニタリングの実施について（案）

第一 趣旨

本要領は、合法性等が証明された木材・木材製品（以下合法木材という）供給事業者認定団体（以下認定団体という）が認定した認定事業者の活動を評価し情報発信をするモニタリングの内容を定めるものである。

第二 目的

本要領によるモニタリングの目的は、認定団体が認定事業者の活動を評価し、認定事業者の活動の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、システム全体の信頼性を確保するために実施するものである。

第三 モニタリングの対象

各認定団体は、前年度合法木材供給実績のある認定事業者の中から 10%（これが 2 社に達しない場合は 2 社）を無作為に選び、モニタリングの対象とする。

第四 モニタリングの実施方法

モニタリングは、認定団体が実施し、林野庁ガイドラインを熟知し合法木材供給システム全体に通暁した担当者を、事業体に派遣して行う。

第四 モニタリングの内容

（１）合法木材の供給状況

（合法木材原料の調達）

合法木材の調達状況（全ての木質原料調達の中の合法木材の量、調達先の認定状況、全量合法木材でない場合その理由）

合法木材供給状況（全ての木材製品供給量の中で合法木材の量、供給先の認定状況、合法木材を原料とした製品全量を合法木材として証明しない場合その理由）

（２）認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況

（分別管理）

合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所が適切に確保されているか

認定審査時の申請どおり確保され利用されているか

仮にそうでない場合、理由、適切な管理上問題が発生していないか、回避策はあるか

入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められ、それが徹底されているか

（帳票管理）

合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できているか。
関係書類（証明書を含む）が適切に判断、作成され、保存されているか
（責任者の選任）

本取組の責任者が1名以上選任されていること。

（3）包括的な評価

合法性証明の適格性

推奨すべき点

改善すべき点

（4）合法木材供給全般についての当該事業体の意見

第五 報告の公表・報告

認定団体はモニタリングの結果は別紙様式によりとりまとめ保管するとともに対象となった事業所に報告する。また、結果概要を公表することとする。

第六 費用の負担

別紙

合法木材供給事業者モニタリング調査結果	
実施団体	名称 所在地 〒 連絡先 電話番号 FAX 番号 メールアドレス 担当者名
対象事業者	名称 所在地 〒 連絡先 電話番号 FAX 番号 メールアドレス 担当者名
実施日時	年（平成 年） 月 日 日
実施結果	(1) 合法木材の調達・供給状況
	(2) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況
	(分別管理)
	分別管理のための場所の確保と利用 <i>合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所が適切に確保されているか</i> <i>認定審査時の申請どおり確保され利用されているか</i> <i>仮にそうでない場合、理由、適切な管理上問題が発生していないか、回避策はあるか</i>
	分別管理方法書 <i>入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められ、それが徹底されているか</i>
	(帳票管理)
合法木材管理簿等 <i>合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できるか。</i>	

	<p>関連書類の作成</p> <p><i>受領された証明書・発行された証明書のコピーが保存されているか。受領された証明書は適切なものか、が適切に判断、作成され、保存されているかなど</i></p> <p>証明書の発行事例</p> <p><i>証明書には必要な事項が的確に記載されているか。当該製品を製造した合法木材原料の調達、保管された証明書及び管理簿により合理的に説明できるか？</i></p>
	<p>(責任者の選任)</p>
	<p>本取組の責任者の選任と役割</p> <p><i>責任者の選任状況と、責任者が上記の事業実施に適切に関わっているか、研修を受講するなど本件についての知識を持ち合わせているかなど</i></p>
	<p>(3) 包括的な評価</p> <p>合法性証明の適格性</p> <p>A 全体として合法性証明が適切に行われている</p> <p>B 一部改善が必要である</p> <p>C 全般にわたり改善が必要である</p> <p>推奨すべき点</p> <p>改善すべき点</p>
	<p>(4) 合法木材供給全般についての事業者の意見</p>